

第 VII 部 外国語書面出願

目 次

第 1 章 外国語書面出願制度の概要

第 2 章 外国語書面出願の審査

7201 同日に補正書と誤訳訂正書とが提出された場合の取扱い - 1 -

7299 その他 - 3 -

第 1 章 外国語書面出願制度の概要

第2章 外国語書面出願の審査

7201 同日に補正書と誤訳訂正書とが提出された場合の取扱い

同日に補正書と誤訳訂正書とが提出されている場合は、審査官は、補正の順序によって、明細書等の内容が変わり得るか否かを判断する。

補正の順序によって内容が変わり得る場合とは、例えば、それぞれの補正における具体的な補正箇所が同一である場合、最後の拒絶理由通知後に補正書と誤訳訂正書とが提出された場合(補正が適法か否かによって内容が変わり得る)等である。

補正の順序によって内容が変わり得ない場合とは、例えば、最初の拒絶理由通知に対して補正書と誤訳訂正書とが提出された場合であって、それぞれの補正における具体的な補正箇所が異なる場合等である。

1. 補正の順序によって内容が変わり得る場合の取扱い

(1) 補正の順序によって内容が変わり得る場合は、審査官は、まず補正書と誤訳訂正書の内容又は出願人の主張等に基づいて、その先後を判断する。

先後が明らかな場合は、その先後の順に補正がされたものと判断する。

補正書と誤訳訂正書の内容から先後が不明であり、出願人からの主張等もない場合は、審査官は、出願人に連絡をとり、補正の順序を説明する上申書等の提出を求める。そして、上申書等で説明された補正の順序で補正がされたものと判断する。

(2) 補正書と誤訳訂正書とが、一回目の審査前又は最初の拒絶理由通知に対する応答期間中の補正として、同日に提出されたものである場合は、各補正の内容を、上記(1)の判断の順序で反映させた明細書等の内容に基づいて審査を進める。

(3) 補正書と誤訳訂正書とが、最後の拒絶理由通知に対する応答期間中の補正として、同日に提出されたものである場合は、審査官は、当該順序に基づいて各補正が適法になされたものか否かを判断する。その上で、審査官は、適法になされた各補正の内容を上記(1)の判断の順序で反映させた明細書等の内容に基づいて審査を進める。

2. 補正の順序によって内容が変わり得ない場合の取扱い

補正の順序によって内容が変わり得ない場合は、審査官は、補正書と誤訳訂正書の内容を反映させた明細書等の内容に基づいて審査を進める。

7299 その他

下表左欄の事項については、右欄の参照先を参照。

	参照先
訂正の理由等の記載が十分でない場合の第 194 条第 1 項の規定に基づく審査官通知	「第 I 部 第 2 章 審査の手順」の 「1218 第 194 条第 1 項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合」